

## 投稿規定

- 人間-生活環境系学会の和文誌「人間と生活環境」(以下、本誌という)への投稿は、人間-生活環境系に関する領域の総説、原著論文、技術報告、短報、資料、その他とし、人間-生活環境系における有用性が認められるものとする。
  - ・総説 人間-生活環境系に関する研究を概観的にまとめたもの。
  - ・原著論文 人間-生活環境系に関する未発表の研究結果よりなり、新規性、信頼性が認められるもの。但し、既発表であっても以下のものは応募可能とする。
    - a. 大会で発表したもの。
    - b. シンポジウム、研究発表会、国際会議などで発表したもの。
    - c. 国、地方自治体、業界団体等への委託研究報告書等として発表したもの。
  - ・技術報告 人間-生活環境系に関する実験、調査、製品の製造、試験等の技術に関するもので情報として有用なもの。
  - ・短報 発表時点では未完成であるため、原著論文とすることはできないが、速報する価値があるもの。
  - ・資料 人間-生活環境系に関する調査、統計、実験などで、資料とする価値、妥当性が認められるもの。
- 原著論文の筆頭著者は、本学会会員でなければならない。
- 本会誌に掲載された論文の著作権は、人間-生活環境系学会に帰属する。従って、転載、または、外部からの引用の依頼があったときには、編集委員会において検討の上、許可することがある。
- 投稿原稿の採否は、編集委員会において審議の上、決定する。査読については、人間-生活環境系学会和文誌「人間と生活環境」査読要綱を参照のこと。
- 原稿は、和文で記したものとする。
- 原稿は版下原稿を原則とする。版下原稿は、そのまま製版できるように割り付けした原稿であり、版下原稿執筆要項に基づいて作成されねばならない。
- 総説、原著論文、技術報告、短報、資料の図表及び図表の説明は和文表記・英文表記のどちらでも可とする。ただし、論文全体を通してどちらかに統一する。
- 商業的意図あるいは政治的、宗教的意図を含まないものとする。

- 論文の内容が他者の著作権を侵害した場合、その責任はすべて著者にある。図・表などの引用にあたっては、著者自身が著作権者(原著者など)に許可を得ることとする。
- 人を対象とした研究は、ヘルシンキ宣言に述べられている科学的、倫理的規範を満たしていることを確認し、倫理委員会等の審査を受けている場合は論文中に明記することとする。
- 総説、原著論文、技術報告、資料は、規定頁を8頁以内とし、最大12頁を原則とする。短報は2頁以内とする。
- 原則として、投稿は電子メールの添付ファイルによるものとする。原稿ファイルはpdf形式とする。
- 校正は原則として初校のみ著者校正とする。
- 掲載料は、規定頁までは10,000円とし、これを超過する分については、1頁2,000円を著者の負担とする。
- 写真のカラー印刷等の特殊な印刷や編集を必要とする場合についても、実費を著者の負担とする。
- 別刷りは50部単位で作成し、規定頁までは1部100円、規定頁を超過する場合は1部150円を著者の負担とする。カラー頁を含む場合は、実費を著者の負担とする。
- 投稿先は、以下の通りとする。
  - 電子メールの場合  
saito@nuac.nagoya-u.ac.jp  
(添付ファイルのサイズは13MB以下としてください)
  - 郵送の場合  
〒464-8603 名古屋市千種区不老町1 C2-4(652)  
名古屋大学大学院環境学研究科 都市環境学専攻  
「人間と生活環境」編集委員長  
齋藤輝幸

### 附則

この規定は、2022年4月1日より施行する。